「パートナーシップで進めるまちづくり」町民会議について

■１．設置目的

「パートナーシップで進めるまちづくり」の確立に向け、課題の発見、目指すべき方向性や方針について、町民と行政が共に考え、共に行動し、お互いに理解を深めながら議論する場として、「パートナーシップで進めるまちづくり」町民会議を設置します。

■２．会議の性格

・「パートナーシップで進めるまちづくり」に必要な事項について検討いただく会議です。

町民会議は、陳情や要望をお聞きする場ではなく、町民の皆さんに「なかしべつのまちづくり」について話しあっていただく会議です。

・町民会議は、委員と職員ＰＴ（なかしべつプラネット）メンバーの主体的な参加と自主的な運営により実施する会議です。
・会議を円滑に行うため、①役員会を設置　②ファシリテーターを設置
・委員と職員ＰＴ（なかしべつプラネット）メンバーが一緒に話し合いながら、会議の運営や検討方法などを発展的に変化させていきます。

■３．会議の内容

・「パートナーシップで進めるまちづくり」を実現するための、目指すべき方向性や方針（町民が共通認識を持てる指針となるようなもの）、手法、ルール、システムについて話し合っていただきます。

審議会のような個別、具体的なテーマについて専門的に審議するする会議ではなく、まちづくり全般に関わる事項について“町民の考え方”を話し合っていただきます。
これまでの町民会議では、町が素案と提示し、審議することが多くありますが、今回の町民会議では、素案をつくる段階から委員の皆さんに参加していただくこととしています。

■４．町の役割

・町民会議の運営・検討が円滑に行われるように、次のような支援をします。
①会場の手配
②資料、情報等の提供
③必要に応じて、担当職員の派遣や外部アドバイザーの招聘

■５．委　員

・要件：中標津町に居住し、「パートナーシップで進めるまちづくり」に関心のある方、地域活動、ボランティア団体、特定非営利活動法人などで活動している方、又はそのような活動に関心のある方
・報酬：報酬はありません。
・任期：平成 19 年 3 月まで

■６．その他

●**会議の公開：**検討結果や、会議録など広く周知することとし、会議の傍聴の可否については、町民会議のなかで検討していただきます。

●**会議のルール：**町民の皆さんが集まって話し合う会議では、発言の仕方や合意形成方法などを明文化した「会議のルール」を定めることによって、会議が円滑に運営されることが多いようです。「会議のルール」の必要性、内容について、検討していただきます。

●**役員会の設置：**会議を円滑に運営するため、数名の委員の皆さんによる役員会を設置したいと考えています。この役員会は、会長、副会長、座長、ファシリテーター、事務局で構成し、会議の進め方や、論点の整理、取りまとめの方法などを調整していただきます。

●**ファシリテーターの設置：**検討を円滑に進めるため、論点の整理や、話し合いの方向性についての助言などを行うファシリテーターを置きます。ファシリテーターは、客観的、中立的な立場で関わっていただきますので、意思決定や価値判断が求められる場面があった場合は、会長、又は座長にその場を委ねることになります。
ファシリテーターは、進行役、水先案内人。参加者が対等な立場で意見を述べ、民主的に会議が進んでいくよう、様々な工夫を行い、会議やワークショップをスムーズに進行していく役割です。

ファシリテーターには、
北海道立市民活動促進センター相談員、特定非営利活動法人旧小熊邸倶楽部理事長　東田秀美さんにお願いしております。